松阪市認知症カフェ運営補助金交付要綱

令和　　年　　月　　日告示第　　号

（趣旨）

第1条　この要綱は、認知症カフェを運営する者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する地域支援事業の一つとして、予算の範囲内において運営に係る経費の一部を補助することについて、松阪市補助金等交付規則（平成17年規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、認知症カフェとは、認知症がある者及びその家族、認知症サポーター等のボランティア、認知症地域支援推進員、介護の専門職等が集い、認知症に関する知識の普及や相互に情報を交換し合う場をいう。

（補助対象事業者）

第3条　補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する事業の運営を確保できると市長が認める団体等であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

（1）　1年以上継続して認知症カフェを運営する意思及び能力を有すると認められる者

（2）　市内に主たる活動拠点を有する者

（3）　政治又は宗教的活動を行うことを目的としていない者

(4)　 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体等でない者

（補助対象事業）

第4条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症カフェの運営であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1)　市内に10人以上が活動できる屋内の拠点を設けること。

(2)　原則年度内6回以上開催し、1回当たりの開催時間は90分以上とすること。ただし、年度途中に申請し、6回以上の開催が困難な場合は、回数に関係なく継続して開催できるよう努めることとする。

(3)　営利を目的とするものでないこと。

(4)　認知症の専門職（医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等）、キャラバン・メイト、認知症サポーター等、認知症に関する知識を習得していると認められる者を1名以上配置していること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする補助対象団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、松阪市認知症カフェ運営補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　認知症カフェ運営計画書

(2)　認知症カフェ収支予算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の可否を決定し、松阪市認知症カフェ運営補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により代表者に通知する。

（補助対象事業の内容の変更等）

第8条　前条の規定により交付決定を受けた代表者は、補助対象事業について、その内容を変更又は中止しようとするときは、松阪市認知症カフェ運営補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、松阪市認知症カフェ運営変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

　（請求及び交付）

第9条　この補助金の交付は、交付決定額の全部又は一部を概算払とすることができる。

２　概算払を受けようとする代表者は、松阪市認知症カフェ運営補助金請求書（様式第5号）により市長に概算払請求するものとする。この場合において、概算払の残額について請求するものは、第12条の規定による確定通知書を受けた後に請求するものとする。

３　市長は、前項の請求を受理した場合は、すみやかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第10条　代表者は、補助事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（実績報告）

第11条　代表者は、補助対象事業完了後1か月以内に松阪市認知症カフェ運営補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1)　運営報告書

(2)　収支決算書

(3)　補助対象事業に係るチラシ又は写真

(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により、代表者に通知する。

２　市長は、前項の規定により確定した補助金額が交付済額より少ないときは、代表者に対し、当該差額について期限を決めてその返還を命じるものとする。

（終期等）

第13条　この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和９年３月31日とする。

２　前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

（委任）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 補助金の額 |
| 報償費 | 講師等への謝礼等 | 年間120,000円を上限とし、事業の実施月数に10,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額 |
| 需用費 | 利用者に提供する茶菓代（酒類・弁当は除く）、消耗品費、燃料費、印刷製本費等 |
| 役務費 | 切手代、はがき代、手数料、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材の借上料等 |
| その他経費 | 市長が直接事業の実施に必要と認める経費 |

備考

　補助金の交付対象となる認知症カフェは、補助対象団体1団体あたり1か所とする。